

★ 国民皆保険

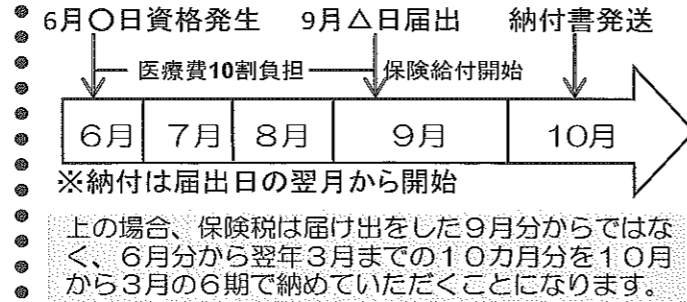
病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、すべての人が必ず何らかの医療保険に加入することになっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度の健康保険に入っている人、または生活保護を受けている人を除くすべての人は、国民健康保険に加入することになります。

★ 届出は14日以内に！

退職等の理由で健康保険の資格を喪失してから、14日以内に国民健康保険加入届出が出来なかった場合は、医療費の保険適用は届出日からとなり、届出日の前日までの医療費は全額自己負担となります。また、国民健康保険税は国保へ加入する資格が発生した月に遡って納めることとなります。必ず14日以内に届出をしましょう。

例) 医療費が1万円の場合

Table showing self-payment (3割) and national health insurance payment (7割) for a 10,000 yen medical fee. Includes a note about insurance card presentation.



次のような場合には、必ず14日以内に市役所国保ねんきん課または各支所内健康福祉地域事務所の窓口へ届けてください。

Table with 3 columns: 'Such cases', 'Required for submission', and 'National Health Insurance submission items'. Includes a vertical note about ID cards.

★ 出産育児一時金

八代市国民健康保険に加入されている方が出産された場合、世帯主に支給されます。医療機関が世帯主に代わり、直接八代市に出産育児一時金を請求する直接支払制度等もあります。

申請に必要なもの・・・保険証、印かん、世帯主名義の通帳等(必要に応じて)、出産にかかった費用が確認できる領収書または明細書、直接支払制度の利用の有無がわかる文書

★ 葬祭費

八代市国民健康保険に3か月以上加入されている方が死亡された場合、葬儀を行った人(喪主)に30,000円が支給されます。

★ 高額療養費

【限度額適用認定証のご案内】

ご入院や高額な外来診療を受ける予定のある方は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けられることをお勧めします。この認定証を医療機関に提示すると、医療費の請求額を世帯の負担すべき限度額(下表参照)までで止めることができます。

認定証の交付対象者は、70歳未満の方と、70歳以上の住民税非課税世帯のみとなります。(ただし、国保税に滞納がある場合は交付できません。)

また、住民税非課税のご世帯は、入院時の食事代もお安くなります。なお、認定証の提示がない場合は従来通り高額療養費の払い戻しの申請をしていただくこととなります。認定は申請された月からです。お早めをお願いします。

【高額な医療費を支払ったとき】

同月の1ヵ月間に自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合、高額療養費の払い戻しの申請ができます。払い戻される額は、支払った医療費を入院分と外来分にわけて、高額該当回数、課税状況などにより定められた「自己負担限度額」を超える部分が対象となります。

ただし、保険適用外(入院時の食事代や差額ベッド代など)については、高額療養費の対象となりません。診療月の翌月から起算して2年間が申請できる期間(時効)となりますので、お早めの手続きをお願いします。

申請に必要なもの・・・保険証、領収書、印かん、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、世帯主名義の預金通帳

【高額療養費の自己負担限度額】

所得等の世帯状況は診療月の初日で判断します。(世帯分離の場合は除く)

● 70歳未満

個人ごとに、1ヵ月の領収書の自己負担額が、1つの医療機関(入院と外来は別)ごとに、21,000円を超える分が対象

Table showing self-payment limits for different income brackets (A to O).

(※1) 診療月時点での年間所得(国保税課税所得)額

● 70歳以上

Table showing self-payment limits for those aged 70 and over, categorized by insurance status and income.

(※2) 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税 (※3) 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で所得がない場合 (※4) 誕生日が昭和19年4月1日以前の方は特別措置により「1割」継続

★ 入院したときの食事代

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として定められた標準負担額を自己負担し、残りを国保が負担します。

国の制度改正により、平成28年4月診療分から、所得区分が「住民税課税世帯」の人については、1食あたり260円→360円に改正されました。

★ 療養費の支給

下の表の場合は医療機関等でいったん全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査決定すれば、自己負担割合分を除いた額が払い戻されます。

なお、医療費等を支払われた翌日から2年を過ぎると時効となり、申請できませんので、ご注意ください。

Table detailing medical services covered by insurance and the required application documents.

(※6) 小児弱視などの治療用めがね(コンタクトレンズ含む)の費用、四肢のリンパ浮腫の治療用弾性着衣等の費用は療養費の対象です。

※注意！有効期限の短い保険証をお持ちの方は、高額療養費や療養費の口座への送金はできません。窓口でのお受取りとなり、納税相談を行っていただきます。

H28年度 国保脳ドックの募集のお知らせ

今年度から年一回の募集となりました。応募条件をよくご確認ください！
40歳以上の方は脳ドックと特定健診をセットで受けていただきます。
下記の①～④の条件をすべて満たす人が対象となります。

応募できる人

- ①平成28年4月12日現在で八代市国民健康保険に3カ月以上加入している人
- ②平成28年2月29日現在で国保税の滞納がない世帯の人
- ③平成28年4月12日現在で満30歳以上75歳未満の人
- ※八代市国民健康保険でない方（後期高齢者医療制度・全国健康保険協会の方等）は応募できません
- ④受検結果等について、八代市の保健事業に活用することを承諾できる人

※受検当日、八代市国民健康保険に加入していない場合（社会保険加入等）は受検できません。
●特定健診とは、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。40歳以上75歳未満の方が対象となります。
生活習慣病は国民医療費の約3割で、死因別死亡割合も6割を占めています。
かくれた生活習慣病の発見・予防には、毎年、特定健診を受けることが重要です。
【特定健診に関するお問合せ：健康推進課（保健センター）Tel32-7200】

人数：合計 740人 受検期間：平成28年5月から平成29年1月まで

申し込み方法

郵便ハガキ又は封書のみ受付となります。
下記の＜申し込みハガキの書き方＞の要領で記入後、投かんしてください。お一人様一通のみ有効となります。医療機関は右の表の5医療機関から1つお選びください。

抽選方法など

- (1) コンピュータによる無作為抽出方式
- (2) 抽選結果は平成28年4月30日迄に、ご本人宛に通知発送いたします。
- (3) 当選された人は、直接、医療機関へ電話等で検査日等をご予約ください。

＜申し込みハガキの書き方＞
(封書の場合も記載項目は同様です)

866-8601	① 郵便番号
〒120-0000	② 住所
八代市役所 国保ねんきん課 脳ドック申込	③ 氏名（ふりがな）
	④ 生年月日
	⑤ 電話番号
	⑥ 希望する医療機関 (第一希望のみ記載)

注意事項

- (1) 記載事項に不備がある場合や申込条件を満たさない場合は無効となります。
- (2) 申込は電話や窓口では受け付けられません。必ずハガキ又は封書で、郵送にてお申込みください。

申し込み期限 平成28年4月12日(火)消印有効

申し込み先 〒866-8601 八代市役所 国保ねんきん課 脳ドック申込

お問合せ：八代市役所 国保ねんきん課 ☎33-4113(直通)

◆検査項目の詳細な内容は、直接、医療機関へお尋ねください。

脳ドックを実施する医療機関と費用や検査項目



国保日より平成28年4月1日号

医療機関	鶴田胃腸科内科 日置町 Tel31-5000	桜十字八代病院 通町 Tel32-7158	熊本総合病院 通町 Tel35-9196	熊本労災病院 竹原町 Tel33-4151	放射線科・内科 まきたクリニック 竹原町 Tel45-9120
受入可能人数	50人	140人	310人	140人	100人

I：昭和52年3月31日以前にお生まれの方（特定健診相当分の助成有）						
検査費用	合計	38,522円	38,022円	39,150円	42,800円	38,522円
	脳ドック	28,500円	28,000円	31,320円	35,630円	28,500円
助成額	合計	10,022円	10,022円	7,830円	7,170円	10,022円
	脳ドック	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
自己負担額	合計	9,522円	9,522円	7,330円	6,670円	9,522円
	脳ドック	14,000円	13,500円	16,820円	21,130円	14,000円
特定健診	合計	13,500円	13,000円	16,320円	20,630円	13,500円
	特定健診	500円	500円	500円	500円	500円

※II：昭和52年4月1日以降にお生まれの方（特定健診相当分は助成無）						
検査費用	28,500円	28,000円	39,150円	42,800円	28,500円	
助成額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	
自己負担額	13,500円	13,000円	24,150円	27,800円	13,500円	

検査項目等	脳ドック (日帰り)	①診察 ②造影剤を使った頭部CT・CT血管撮影(3D画像) ③頸動脈エコー *造影剤7Li ⁺ 、腎機能障害のある方は施行できません ※II：S52.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります	①診察 ②MRI・MRA ③頸動脈エコー *造影剤及び注射等は使用しません *心臓ペースメーカーを挿入されている方は施行できません ※II：S52.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります	①診察 ②MRI・MRA ③頸動脈エコー ④認知機能テスト ⑤安静時心電図 ⑥血液検査、特定健診以外の脳ドックに関する検査項目 *心臓ペースメーカーや治療用の金属を挿入されている方、刺青のある方は施行できません	①診察 ②MRI・MRA ③頸動脈エコー ④血圧血流検査 ⑤安静時心電図 ⑥血液検査、脳の健康に関する検査項目等 ⑦認知能力検査 ⑧体脂肪検査(インボディ) *心臓ペースメーカーや治療用の金属を挿入されている方、刺青のある方は施行できません ※日本脳ドック学会認定施設です	①診察 ②造影剤を使った頭部CT・CT血管撮影(3D画像) ③頸部エコー(頸動脈・甲状腺) *造影剤7Li ⁺ 、腎機能障害のある方は施行できません ※II：S52.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります
	特定健診 (熊本労災病院は、特定健診と同様の検査)	※II：S52.4.1以降に生まれた方は、受診できません ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(貧血・血糖・脂質・肝機能等) ④心電図 ⑤尿検査	※II：S52.4.1以降に生まれた方は、受診できません ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(貧血・血糖・脂質・肝機能等) ④心電図 ⑤尿検査	★脳ドックとセットになっています ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④眼底検査 ⑤尿検査	★脳ドックとセットになっています ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④眼底検査 ⑤尿検査	※II：S52.4.1以降に生まれた方は、受診できません ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(貧血・血糖・脂質・肝機能等) ④心電図 ⑤尿検査
検査日	月～金曜日 (祝日除く)	月～金曜日 (祝日除く)	月～金曜日 (祝日除く)	月・水・金曜日 (祝日除く)	月～土曜日 (祝日除く)	

★熊本労災病院では、特定健診のみは実施していませんが、脳ドックを受検される場合は特定健診と同様の検査と、インボディ測定及び健康指導を受けていただくことになり、特定健診を受診したものとさせていただきます。

●脳ドックを受検された方は、本年度の特定健診を改めて受診していただく必要はありません。
●脳ドックの検査結果に比べて特定健診の検査結果が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。

※妊娠の可能性のある方、閉所恐怖症など狭いところが苦手な方は受診できない場合があります。事前に医療機関へお尋ねください。